

4月
から

資源ごみ収集日（月1回）に プラスチック製容器包装の分別収集を始めます！

「プラスチック資源循環促進法」に定められた資源循環のための取り組みとして、従来「可燃ごみ」で収集していたプラスチック製容器包装（マークがあるもの）を、4月から資源ごみの収集日（月1回）に「資源ごみ」として収集します。町民のみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

現在収集しているもの： ・ビン類 ・プラスチックボトル ・ペットボトル

新たに追加収集するもの：プラスチック製容器包装

（商品の「容器」「包装」で
プラマークがあるもの）



トレイ類



カップ類



パック類



袋・ラップ類

- ・現在収集しているプラボトルも含まれます。
- ・汚れのあるものや判断に迷うものは「可燃ごみ」で出してください。
- ・食品トレイは従来通りスーパーの回収箱でも構いません。
- ・容器包装ではなくプラマークがないもの（ハンガー、バケツ等）は「不燃ごみ」で出してください。

収集時は「緑色のプラ容器包装回収かご」に入れてください。
「エコプラザごうど」開催日にも収集を行います。

産業環境課 ☎27-0178

軽自動車をお持ちの皆さまへ



軽自動車税（種別割）の納期限が変わります

令和5年度から軽自動車税の納期限を従来の4月30日から**5月31日**に変更します。
納期限が土日の場合は、その翌月曜日が納期限となります。
納期変更に伴い、納税通知書は5月上旬に発送予定です。詳細については町HPをご覧ください。



▲町HP

軽自動車の手続きが便利になります

軽JNKS（軽自動車納付確認システム）

令和5年1月以降の車検は、継続検査窓口での納税証明書が不要となります。
対象は軽四輪、軽三輪の軽自動車です。（対象外：二輪・原付・小型特殊）
※納税方法（コンビニ決済等）によっては、納税情報が軽JNKSに登録されるまで3週間程度日数を要する場合があります。お急ぎの場合は、納付されたことがわかる領収書等をご持参のうえ、税務課で納税証明書の交付を受けてください。

軽OSS（軽自動車ワンストップサービス）

令和5年1月から、新車購入時の軽自動車関係手続きがパソコンからインターネット
でいつでも可能となります。
対象は軽四輪、軽三輪の軽自動車です。（対象外：二輪・原付・小型特殊）



▲詳細はこちら
（地方税共同機構HP）

税務課 ☎27-0173